

門真市自殺対策計画審議会傍聴要領（案）

1 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局職員の指示に従って傍聴席に着いてください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 危険物を携帯していたり、酒気を帯びているなど事前に会議の妨害になると認められる場合は傍聴を禁止します。

2 会議の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守って下さい。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長の指示に従って下さい。
- (2) 会議の遵守事項に違反していると認められる場合において、議長が注意したにも関わらず、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

附 則

この要領は、令和8年5月20日から施行する。